

大阪市地域福祉活動支援事業交付金交付要綱

制定日平成26年4月1日
最近改正令和3年4月13日

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市地域福祉活動支援事業交付金交付規則（平成26年大阪市規則第118号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪市地域福祉活動支援事業交付金（以下「交付金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規則の例による。

(地域福祉活動支援事業)

第3条 規則第2条の市長が定める基準は、市社協等のうち、社会福祉法人大阪市社会福祉協議会にあっては別表1、その他の社会福祉協議会（以下「各区社会福祉協議会」という。）にあっては別表2に掲げる基準とする。

(交付金の交付基準)

第4条 規則第3条第3項の市長が定める基準は、別表3に掲げる基準とする。

(交付の申請)

第5条 規則第4条第1項の市長の定める期日は、当該年度の地域福祉活動支援事業開始日の前日とする。

2 規則第4条第1項に規定する申請書、事業計画書及び収支予算書の様式は、それぞれ大阪市地域福祉活動支援事業交付金交付申請書（様式第1号-1）、事業計画書（様式第1号-2）及び収支予算書（様式第1号-3）のとおりとする。

(事業計画の変更)

第6条 交付対象市社協等は、規則第6条第1項第1号の規定により、交付対象地域福祉活動支援事業に係る事業計画（以下「事業計画」という。）を変更しようとするときは、大阪市地域福祉活動支援事業交付金変更承認申請書（様式第2号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による事業計画の変更の申請を承認するときは、大阪市地域福祉活動支援事業交付金変更承認決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による事業計画の変更の申請を承認しないときは、大阪市地域福祉活動支援事業交付金変更不承認決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第7条 交付対象市社協等は、規則第6条第1項第2号の規定により、交付対象地域福祉活動支援事業を中止し、又は廃止しようとするときは、大阪市地域福祉活動支援事業交付金中止・廃止承認申請書（様式第5号）により、市長に申請しなければ

ならない。

- 2 市長は、前項の規定による交付対象地域福祉活動支援事業の中止又は廃止の申請を承認するときは、大阪市地域福祉活動支援事業交付金中止・廃止承認決定通知書（様式第6号）により、当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による交付対象地域福祉活動支援事業の中止又は廃止の申請を承認しないときは、大阪市地域福祉活動支援事業交付金中止・廃止不承認決定通知書（様式第7号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（市長が定める軽微な変更）

第8条 規則第6条第1項第1号の市長が定める軽微な変更は、交付の決定を受けた交付金の額の範囲内において事業実施回数を増加する変更とする。

（決定の通知）

第9条 規則第7条第1項の規定による通知は、大阪市地域福祉活動支援事業交付金交付決定通知書（様式第8号）によるものとする。

- 2 規則第7条第2項の規定による通知は、大阪市地域福祉活動支援事業交付金不交付決定通知書（様式第9号）によるものとする。

（申請の取下げ）

第10条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、規則第7条第1項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、大阪市地域福祉活動支援事業交付金交付申請取下げ書（様式第10号）により行うものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第11条 規則第9条第3項の規定による通知は、大阪市地域福祉活動支援事業交付金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第11号）によるものとする。

（目的外使用の禁止）

第12条 交付対象市社協等は、次に掲げる用途に交付金を使用してはならない。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交付金の交付の目的に反する活動

（実績報告）

第13条 規則第14条に規定する事業実施報告書及び収支決算書は、それぞれ大阪市地域福祉活動支援事業交付金実績報告書（様式第12号-1）及び事業報告書（様式第12号-2）並びに収支決算書（様式第12号-3）によるものとする。

- 2 規則第14条第5号に規定する市長が必要と認める事項は、交付対象地域福祉活動支援事業の実施に係る自己評価とする。ただし、地域福祉活動を行う地域住民に対するアンケート調査の結果等を踏まえたものでなければならない。
- 3 規則第14条の市長が定める期日は、交付対象地域福祉活動支援事業が完了した日

又は交付対象地域福祉活動支援事業の廃止の承認を受けた日から20日以内とする。ただし、交付金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日を越えてはならない。

(事業実施の確認)

第14条 規則第15条第2項の規定による通知は、大阪市地域福祉活動支援事業交付金額確定通知書（様式第13号）によるものとする。

(交付金の精算)

第15条 規則第3条第2項の規定により、概算払の方法で交付金の交付を受けた交付対象市社協等は、交付対象地域福祉活動支援事業完了後速やかに、当該概算払いに係る大阪市地域福祉活動支援事業交付金精算書（様式第14号）（以下「精算書」という。）を作成し、当該事業完了後20日以内に市長に提出しなければならない。ただし、当該精算書は、当該概算払を受けた日の属する年度の末日までに作成しなければならない。

2 市長は、精算書の提出を受けたときは、その内容を精査し、当該精算により剰余が生じていると認める場合には、当該精算書の提出を受けた日から20日以内に当該剰余金を納付書により戻入させなければならない。

(決定の取消し)

第16条 規則第16条第4項の規定による通知は、大阪市地域福祉活動支援事業交付金交付決定取消通知書（様式第15号）によるものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 規則第19条第2号の市長が定める重要な資産及び同条本文の市長が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）別表の種類欄に掲げる資産及び同表の種類、構造又は用途及び細目欄の区分に応じ、同表の処分制限期間欄に定める期間とする。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度以降の予算により支出する交付金について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度以降の予算により支出する交付金について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成27年12月22日から施行し、平成27年度以降の予算により支出する交付金について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度以降の予算により支出する交付金について適用する。

附 則

1 この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月13日から施行する。

別表1（第3条関係）

社会福祉法人大阪市社会福祉協議会に対する交付金の交付の基準

事業内容 (項目)	実施内容	基準実施回数※
(1) 各区社会福祉協議会・地域社会福祉協議会に対する指導・助言、連絡調整事業		
ア 活動状況の把握と指導・支援	各区社会福祉協議会の活動状況の把握、課題解決及び活動の活性化に向けた助言・指導	864回
イ 先進的・先駆的事業等の調査・研究	区及び地域の実状に沿った事業推進方策の検討	51回
ウ 課題整理及び課題解決に向けた方策の検討、提案	各区社会福祉活動協議会の活動及び地域福祉活動等の推進に係る情報交換会、学習会及び研修会の開催	30回
エ 各区社会福祉協議会相互の連絡調整及び事業の調整	全国社会福祉協議会及び大阪府社会福祉協議会並びに他市町村社会福祉協議会等関連団体との連絡調整	255回
	先駆的・先進的な事業や実践事例に係る事例集等の作成	48回
	有識者との地域福祉推進の方向性や新たなサービス等の検討、提案	72回
	各区社会福祉協議会に対する監査の実施、内部統制の確立に向けた指導及び人材育成	288回
	各区社会福祉協議会会长会・事務局長会・地域支援担当管理者会等各種会議の開催を通じた各区社会福祉協議会相互の連絡調整等	45回
(2) 社会福祉調査・普及・宣伝事業		
ア 社会福祉を目的とする事業の調査及び普及・宣伝	社会福祉に関する情報の収集、市民及び社会福祉を目的とする事業に従事する者に対する地域福祉に関する知識、理論、先進的な事例等の啓発・普及及び研修会の実施	51回
	広報誌「大阪の社会福祉」発行	12回
	ホームページの活用による情報発信等	51回
(3) 社会福祉事業者・団体の後方支援及び福祉人材の養成事業		
ア 社会福祉事業関係諸団体との連携及び連絡調整	社会福祉施設の組織強化並びに大阪市社会事業施設協議会の運営、社会事業施設団体等と行政との連絡調整	51回
イ 福祉人材の養成	民生委員・児童委員並びに大阪府共同募金会との連携及び活動の推進	48回
ウ 各種助成事業の周知・協力及び善意銀行の運営	福祉人材養成・確保に係る情報収集及び民間社会福祉施設従事者等の表彰事業	24回
	各種地域福祉活動団体助成の周知・協力等の実施並びに市民の善意に基づく金品の預託・払出を行う善意銀行の運営等	48回
(4) ボランティア振興事業		
ア ボランティア情報に関する啓発・普及及び学習会の実施、ボランティア及びボランティアグループの養成	ボランティア情報に関する啓発・普及	48回
イ 各区ボランティア・市民活動センター及び各区ボランティアビューローの活動状況の把握と指導・支援	ボランティア及びボランティアグループの養成	51回
	ボランティアに関する相談、ボランティア活動に関する運営支援	51回
	先駆的・専門的なボランティア活動の育成・援助	288回
	区ボランティア・市民活動センター及び区ボランティアビューロー活動状況の把握等及び活動の活性化に向けた助言・指導	
(5) 「大阪市災害ボランティア活動支援センター」の設置及び総合調整等		

※「基準実施回数」には、事業実施のほか、事前・事後の準備及び連絡調整等を含む。

別表2（第3条関係）

各区社会福祉協議会に対する交付金の交付の基準

事業内容 (項目)	実施内容	基準実施回数
(1) 地域福祉活動に対する助言・指導等事業		
ア 地域福祉活動の状況把握と助言・情報提供 イ 地域福祉活動にかかる地域における各種団体の役員・活動者等を対象とした会議・研修の開催及び参画 ウ 地域福祉推進のための計画・ビジョン・アクションプラン等の策定・推進への参画 エ 地域支援システム等の検討・推進への参画 オ 広報啓発	地域社会福祉協議会、ネットワーク委員会及び地域活動協議会等各種団体の役員・活動者等に対する地域福祉活動の助言指導	区内の地域数に8を乗じて得た回数
	地域社会福祉協議会、ネットワーク委員会及び地域活動協議会等各種団体の役員・活動者等を対象とし、地域福祉活動の充実・発展を目的とした各種会議・研修の実施及び参画	区内の地域数に8を乗じて得た回数
	地域福祉推進のための計画・ビジョン、アクションプラン等の策定及び推進に係る委員会や作業部会、各種会議への参画	6回
	地域支援システム等の検討や推進に係る会議への参画及び実務者会議・専門部会・個別課題検討等、各種会議への参画	12回
	広報紙、リーフレットの発行及びインターネット等を使った広報・情報発信、講演会等による啓発活動等	4回
(2) ボランティア活動等の支援事業		
ア ボランティア活動の登録・需給調整 イ ボランティアに関する相談・問い合わせ等への対応 ウ ボランティアグループの支援 エ ボランティアの養成 オ 福祉教育の推進	ボランティア活動の登録及び需給調整 ボランティアに関する相談・問い合わせ等への対応	随時
	ボランティアグループの連絡会及び運営支援 ボランティア養成講座の実施	12回
	区内における福祉教育の実施	
(3) 地域福祉推進のための連絡調整事業		
ア 地域福祉課題の整理及び関係機関との連絡調整、課題解決方策の検討・協議 イ 施設連絡会・部会等の準備・開催	区役所及び関係機関との連絡調整や地域福祉課題に関する整理・検討・協議	12回
	社会福祉施設・福祉サービス事業者等の連絡会等、連携・活動支援	4回
(4) 「区災害ボランティア活動支援センター」の設置及び総合調整等		

別表3（第4条関係）

交付金の対象となる経費

人件費

人件費	<p>事業実施のために必要な事業管理者及び事業従事者の人件費支出（ただし、退職給付支出については、退職共済制度など、外部拠出型の退職手当制度に対して法人が拠出する掛金に限る。）</p> <p>なお、この要綱における人件費支出とは、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」（平成23年7月27日雇児総発0727第3号、社援基発0727第1号、障障発0727第2号、老総発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知）において定めた「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）」によるものとする。</p> <p>ただし、人件費の上限は次のとおりとする。</p> <p>社会福祉法人大阪市社会福祉協議会 15人分 各区社会福祉協議会のうち、 福島区、中央区、西区、天王寺区、浪速区 6人分 東淀川区、生野区、住吉区、平野区、西成区 8人分 その他の区 7人分</p>
-----	---

物件費

賃金	アルバイト賃金
報償費	各種講座の企画及び実施に係る講師謝礼等
旅 費	
普通旅費	出張旅費等
需用費	
消耗品費	事務用品、啓発物品等購入経費
印刷製本費	封筒、広報誌、事例集等印刷経費
光熱水費	電気、ガス、水道代
建物修繕料	建物本体の維持管理、原状復旧を目的とする経費等
備品修繕料	自転車修理等経費
役務費	
通信運搬費	インターネット通信料、郵送料等
筆耕翻訳料	筆耕料、揮毫料等
手数料	廃棄物処理手数料、振込手数料等
損害保険料	損害保険料
委託料	大会講演委託料等
使用料及賃借料	
使用料	会場使用料等
備品購入費	
図書購入費	雑誌、定期刊行物を除く図書等
機械器具費	自転車、プロジェクター等
公課費	固定資産税